

8-3-4 契約のあり方専門委員会

1. 専門委員会の活動内容

(1) 位置づけ

当専門委員会は、契約の考え方、契約の構成、契約の種類、法的整理など、契約のあり方全般に関する調査研究を行う専門委員会である。

協会内での様々な検討結果に基づき、協会内での情報共有を図るとともに発注者との共通認識を持つことを目的として活動を行った。

(2) 活動形態・テーマ

原則毎月1回専門委員会を開催し、他の委員会や支部と協働しつつ契約に係る下記案件について検討を行った。

- a) 「公共土木設計業務等標準委託契約約款改正の要点と今後の課題」作成
- b) 国土交通省との勉強会の実施
- c) 契約のあり方講習会の開催(中止)
- d) 「契約のあり方相談窓口」の開設検討
- e) RCCM 自主学习システム教材の内容確認

(3) 活動内容

a) 「標準約款改正の要点と今後の課題」作成
改正民法施行(令和2年4月)に伴い、公共土木設計業務等標準委託契約約款(以下、標準約款)が改正された。標準約款の改正の要点をまとめるとともに、約款改正後も依然として残る課題(損害賠償責任上限額設定、著作権等)について論点と今後の課題を整理し、既往の協会の検討資料等を整理した解説書を作成し、協会のホームページに掲載した。

b) 国土交通省との勉強会の実施

土木設計業務の契約等に関する従前からの課題(著作権、損害賠償責任のあり方、準委任契約の扱いなど)について、国土交通省(建設市場整備課、技術調査課)と建設コンサルタンツ協会(当専門委員委、損害賠償責任WG)とで継続的な議論を行い、各課題の明確化、解決の方向性について両方で共通認識を得ることを目的とした勉強会を開始し、令和2年度に4回実施した。

c) 契約のあり方講習会の開催

例年、複数の支部を対象に「建設コンサルタント契約の課題」等をテーマに講習会を開催し、大森文彦弁護士を講師に招いて講演いただいているが、令和2年度は新型コロナ感染対策防止のため講習会開催を中止した。

d) 「契約のあり方相談窓口」の開設検討

標準約款改正を機に、協会内に「契約のあり方相談窓口」開設の前段として、FAQを協会HPに掲載することとした。令和3年6月末にQ&A開示を想定、12月末時点で質問を取りまとめ回答を作成、開示することを目標に検討を開始した。

e) RCCM 自主学习システム教材の内容確認

RCCM 更新対象者の自主学习システムの管理一般分野「建設コンサルタントの著作権」について、教材・演習問題の内容確認を行った。

2. 主な活動の記録

(1) 専門委員会の開催

- ・専門委員会を10回開催

(2) 国土交通省との勉強会を実施(4回)

- ・第1回(令和2年11月2日)
- ・第2回(令和2年12月3日)
- ・第3回(令和3年1月29日)
- ・第4回(令和3年3月17日)

(契約のあり方専門委員会委員長 清水 隆史)